

吸収分割に関する事後開示書面

(分割会社：会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

(承継会社：会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2025 年 10 月 1 日

ブリッジインターナショナルグループ株式会社
ブリッジプロセステクノロジー株式会社

2025年10月1日

東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号
ブリッジインターナショナルグループ株式会社
代表取締役社長 吉田 融正

東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号
ブリッジプロセステクノロジー株式会社
代表取締役 尾花 淳

ブリッジインターナショナルグループ株式会社（旧 ブリッジインターナショナル株式会社、2025年10月1日商号変更。以下「分割会社」といいます。）及び分割会社の完全子会社であるブリッジプロセステクノロジー株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、両当事者間で2025年2月14日付で締結した吸収分割契約及び同年6月4日付の吸収分割契約の変更に関する覚書（以下、合わせて「本契約」といいます。）に基づき、2025年10月1日を効力発生日（以下「効力発生日」といいます。）として、分割会社のプロセス・テクノロジー事業（以下「本事業」といいます。）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
本吸収分割は、2025年10月1日に効力を生じました。
2. 吸収分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
 - (1) 反対株主の差止請求に係る手続の経過（会社法第784条の2）
本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、会社法第784条の2但書の規定により、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第785条）
本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、会社法第785条第1項第2号の規定により、該当事項はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求手続の経過（会社法第787条）
分割会社は、会社法第787条第1項第2号の新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
 - (4) 債権者異議手続の経過（会社法第789条）
分割会社は、承継会社への債務の承継を重疊的債務引受の方法により行っているため、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。
3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

- (1) 反対株主の差止請求に係る手続の経過（会社法第 796 条の 2）
承継会社は分割会社の完全子会社であるため、該当事項はありません。
- (2) 反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第 797 条）
承継会社は分割会社の完全子会社であるため、該当事項はありません。
- (3) 債権者異議手続の経過（会社法第 799 条）
承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2025 年 7 月 31 日付で官報及び電子公告により、債権者に対して公告を行いました。債権者から異議の申述はありませんでした。
4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）
承継会社は、本吸収分割の効力発生日をもって、本契約に基づき、分割会社の事業に関する権利義務を承継いたしました。
5. 吸収分割に関する変更登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）
2025 年 10 月 20 日（予定）
6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）
該当事項はありません。

以 上